

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 4 月 27 日現在

機関番号：17104

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24531070

研究課題名(和文)新自由主義下の保育所民営化をめぐる紛争過程

研究課題名(英文)Conflicts over privatization of nursery schools under neoliberalism

研究代表者

東野 充成(Higashino, Mitsunari)

九州工業大学・工学(系)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：90389809

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、保育所民営化をめぐる是非が争われた全国の裁判例を分析した。その結果、民営化を阻止しようとする側は「子どもの発達保証の論理」に基づいて、一方民営化を推進しようとする側は「行財政改革の論理」に基づいていること、どちらの論理ともに江論理的な陥穽を有していること、裁判所の判断は二分されたが、民営化に反対する側の論理も一定の言説的な重みをもちえたことなどが明らかとなった。また、これに付随して、議会における審議の様子も分析した。その結果、議会と裁判所とでは、言説のフレームが大きく変化することが見出された。

研究成果の概要(英文)：I analyzed trials over privatization of nursery schools in this study. As a result, I found following three points.

1. The parents built the logic of development security of child, while the governments construct the logic of financial reform. 2. But both logic was incomplete. 3. The judgements of the court were divided into two, but the logic of development security of child functioned effectively, too. And I found that the frame of discourse changes between courts and assemblies.

研究分野：教育社会学

キーワード：保育所民営化 新自由主義

1. 研究開始当初の背景

(1)新自由主義の思想が社会的に浸潤する中で、それまで国家の関与が大幅に残されてきた教育や福祉の領域では、この間大規模な改革が相次いだ。たとえば、保育の領域にも新自由主義の波は押し寄せ、保育所参入の緩和、幼保一体化の推進など、これまでの保育政策を大きく変化させる改革がなされた。その代表的な政策は公立保育所の民営化である。民営化とは新自由主義の思想を直截に表現するものであり、公立保育所の民営化をめぐるさまざまな議論が展開された。地域によっては、保育所民営化の撤回を求めて裁判にまで至ったところもある。

(2)学術的にも公立保育所の民営化に対しては、賛否が交錯した。新自由主義の思想にのっとり、公立保育所の民営化は受益者の選択肢を広め、その満足度を高めるという考え方もある。一方で、保育所民営化は、保育にかかる公的な責任を放逐するものであるといった厳しい批判も投げかけられた。ただし、この間の議論は、新自由主義に対するスタンスをめぐる思想的な闘争、新自由主義の帰結に対する認識の相違が論争の中心となっていた。

(3)いいかえれば、この間の議論には、保育所の民営化がなされた場合にどのような紛争が生じたのか、具体的な争訟に沿って明らかにした研究は皆無ということである。新自由主義の思想が保育所の民営化という具体となっておろされたとき、いかなる紛争が生じたのか、この点を明らかにしてこそ、新自由主義の制度改革が保育の現場に与えた実際の影響もつまびらかにすることができるし、今後のあるべき制度設計に向けての基礎的な知見も得ることができる。以上のような社会的背景及び学術的背景とそれに対する問題意識が本研究の出発点である。

2. 研究の目的

(1)以上のような問題意識に基づき、本研究では以下の点を明らかにすることを目的とする。

公立保育所の民営化に反対する保護者はその反対の理由をいかなる論理で構成したのか。

保育所民営化を進めようとする地方自治体はどのような論理を用い、また保護者の主張にどう反論したのか。

裁判所はこうした主張や反論に対してどのような判断を示したのか。

以上の分析を通して、保育所民営化をめぐる各ステークホルダーの考え方の異同を明らかにし、新自由主義の制度改革が保育の現場にどのような葛藤を引き起こしたのかを明らかにすることが本研究の最終的な目的である。

(2)なお、裁判の分析のほかに、保育所民営化がなされた地方自治体における議会の審議も付随的に分析対象とした。これによって、議会と裁判所という異なった場で、どのように言説のフレームが変化するのかを明らかにすることも本研究の目的のひとつである。

3. 研究の方法

(1)分析には言説分析の手法を用いた。まず、一連の事件にかかる原告の主張、被告の反論や主張、判決をすべて蒐集した。上級審で争われた事件については、その判決も分析対象とした。また、各運動団体の作成した資料、地方議会の議事録、地方自治体作成の公文書なども蒐集し、補足資料として使用した。以上のような資料を分析し、保育所民営化をめぐるどのような言説が展開されたのか、当事者ごとに拾い出し、その意味の構図を再構成した。

(2)言説分析には資料選択の恣意性と解釈の妥当性という問題が常に付きまとう。前者に関しては、公刊物を用い、保育所民営化が問題となったほぼすべての裁判を分析することで回避した。これによって、他の研究者による検証も可能となった。後者に関しては、國學院大學の山瀬講師に助力を仰ぎ、言説が妥当かどうかチェックしながら分析を進めていった。このようにして、言説分析に伴う方法上の問題を克服するための方法上の工夫・体制を整えた。

4. 研究成果

(1)本研究では、民営化に反対する保護者の主張、民営化を推進する地方自治体の主張、裁判所の判断の3つに分けて、それぞれの言説を分析した。分析を通して、それぞれのステークホルダーが依拠する論理、またそれに内在する論理的な陥穽を剔出した。また、判決の分析に当たっては、特定の判決が下されるに至った背景も考察の対象とした。

(2)まず、民営化に反対する保護者の主張は、「発達保障の論理」に基づいたものと位置付けることができた。すなわち、保育所の民営化に反対するのは、継続的な保育環境の中で、子どもの発達を保障するためというレトリックである。このレトリックを補強するため、人格権や教育権といった憲法上の権利が援用されていた。しかしながら、保護者の主張する論理には大きな陥穽も存在する。すなわち、なぜ公立でなければならぬのか、という根拠が明確化されていないことである。この根拠を明確化するため、私立と公立とを比較し、ことさらに私立保育所の劣性をあげつらう言説も展開されていたが、その比較自体が根拠の乏しいものであり、「公立至上主義」へと横滑りする危険性をはらむものであった。

(3)一方、民営化を推進する地方自治体の論理は、「行財政改革の論理」に基づいていた。すなわち、財政支出を縮減し、多様な保育ニーズに応答し受益者の満足度を高めるために、公立保育所を民営化するという論理である。ただし、この論理にも大きな陥穽がみられた。ひとつは、公立保育所を民営化することによって、本当に財政支出の縮減や受益者の満足度の高まりがもたらされるのかという根拠の乏しさである。この点は、横浜事件第一審判決においても、民営化することが多様な保育ニーズに応答することになるとは限らないと断罪されている。もうひとつより根深い問題は、公立保育所を民営化することによって、公立保育所を選択したい保護者にとっては結果的に選択肢が狭められるということである。より多くの選択肢を提示し、受益者の満足度を高めようとするのが新自由主義の本義のひとつとするならば、新自由主義的な民営化政策は、結果的にこの本義にもとるといふ論理的矛盾をはらんだものである。

(4)裁判所の判断は大きくふたつに分かれた。すなわち、民営化を是とするものと民営化を否とするものである。ただし、民営化を否とする場合には、さらに大きくふたつの理由付けがみられた。ひとつは民営化に至る手続上の瑕疵を問題視する場合、もうひとつは、保護者側の論理を受け入れ、民営化が子どもの発達を阻害するとした場合である。少数ではあるが、「子どもの発達保障の論理」に基づき民営化の推進を否定する判決が下された背景には、これまでに民営化に反対する人々が積み重ねてきた言説的実践の重みが作用していること(実際に裁判でも過去の言説が引用されている)、また「子どもの権利」概念の成熟化が作用していることなどが見出された。

(5)以上が本研究の主要な分析部分であるが、この分析に付随して、民営化が問題となった地方自治体における議会の審議過程も分析した。その結果、裁判所と議会とでは、言説のフレームが大きく変化することが見出された。言説のフレームとは何を問題とするのか、その枠組みのことである。すなわち、裁判所においては民営化そのものの是非が議論されていたのに対し、議会においては、民営化そのものの是非にもまして、民営化に至る手続の正当性が議論されていた。このように、同じ問題であっても、権利の侵害を議論する裁判所と住民の民意を忖度する議会というふうに、議論される空間が異なれば、言説のフレームも大きく変化することが見出された。

(6)最後に、以上の分析結果を総括した。その際、社会運動論の理論に依拠した。すなわち、保育所民営化をめぐる紛争は、これまでの保

育運動と質的に連続する面と連続しない面とをあわせもっていることを理論化した。連続する面としては、保育の質に照準化されていること、不連続な面としては、保育問題が法的に論じられていることなどを導き出した。その上で、新自由主義への批判的勢力として、こうした紛争がもつ意義を確認した。今後、新自由主義的なさまざまな社会政策を批判的に検証する上で、基礎的な知見を得ることができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

東野充成、山瀬範子、社会運動としての保育所民営化反対裁判、國學院大學人間開発学研究、査読有、第6号、2015、101-109

東野充成、保育所民営化問題の論じられ方-裁判所と議会における言説のフレームの差異-、九州教育学会研究紀要、査読有、第41巻、2014、57-64

東野充成、保育所民営化をめぐる紛争と論理、九州工業大学研究報告(人文・社会科学)、査読無、第61号、2013、49-60

東野充成、保育所民営化をめぐる論理-横浜市訴訟を例に-、発達社会学研究、査読有、第4号、2012、47-53

東野充成、保育所民営化をめぐる論理-大東市訴訟を例に-、九州教育学会研究紀要、査読有、第39巻、2012、45-52

東野充成、新自由主義下の保育言説、出版ニュース、査読無、2012年6月号、2012、11

[学会発表](計4件)

東野充成、保育所民営化をめぐる言説-対抗言説の論理性、日本ペスタロッター・フレイベル学会第32回大会、鎌倉女子大学、2014年8月31日

東野充成、山瀬範子、社会運動としての保育所民営化反対裁判、日本子ども社会学会第21回大会、敬愛大学、2014年6月29日

東野充成、保育所民営化問題の論じられ方、裁判所と議会における言説のフレームの差異、九州教育学会第65回大会、佐賀大学、2013年11月24日

東野充成、保育所民営化をめぐる論理-横浜市訴訟を例に-、日本子ども社会学会第19回大会、國學院大學、2012年6月30日

〔図書〕(計1件)

東野充成、權歌書房、新自由主義下の保育
所民営化をめぐる紛争過程、2015、78

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

東野 充成 (HIGASHINO Mitsunari)
九州工業大学・大学院工学研究院・准教授
研究者番号：90389809

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし